

別紙

諮問第1639号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「固定資産・都市計画税に係わる処理経過一覧資料（〇〇区〇〇丁目〇〇-〇他〇筆 土地 同所 〇〇-〇 家屋）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年2月8日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、審査請求人との文書特定のための補正のやり取りを踏まえ、請求内容は、「本件不動産の筆頭者及び共有者との交渉経過が記された文書」、「本件不動産の筆頭者及び共有者宛ての督促状の送付に関する経緯が記載された文書」、「本件不動産の筆頭者及び共有者宛ての交付要求通知書の送付に関する経緯が記載された文書」、「本件不動産の筆頭者及び共有者宛ての、〇〇都税事務所より送付した固定資産税・都市計画税の処理に関する経緯が記載された文書」及び「本件不動産の筆頭者及び共有者の納付経過と滞納金額内訳が示された文書」の5点の文書（以下「本件請求文書」という。）を求めるものであると解したが、いずれの文書も存否を明らかにすることにより、賦課徴収及び滞納に係る情報を公にすることとなることから、条例7条2号、3号及び6号に該当する情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本件非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年5月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年6月30日に実施機関から理由説明書を収受し、令和5年6月30日（第238回第一部会）から同年7月26日（第239回第一部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

審査会が本件開示請求の内容を見分したところ、特定の土地及び家屋（以下「当該物件」という。）に係る「固定資産税・都市計画税に係る処理経過一覧資料」であることが確認された。実施機関の説明によると、「固定資産税・都市計画税に係る処理経過一覧資料」に当たる本件請求文書は、納税者が固定資産税及び都市計画税を滞納している場合にのみ作成するとのことである。

上記の説明を踏まえると、本件請求文書は、特定の課税物件に係る固定資産税及び都市計画税の納税状況に応じて実施機関が作成する公文書であり、当該公文書の存否を答えることにより、当該物件の所有者が滞納しているという事実の有無が明らかになるものであると認められる。

審査会が検討するに、滞納の事実は、当該物件の所有者が個人の場合、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、当該物件の所有者が法人又は事業を営む個人の場合、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであることから条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号又は3号に該当する非開示情報を開示することとなると認められるため、同条6号該当性を判断するまでもなく、条例10条の規定に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、

妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環